

サノフィ LSD グラント管理規程

制定 令和4年4月25日

(目的)

第1条 本邦のライソゾーム蓄積症(LSD)の研究活動の支援を目的に制定された株式会社サノフィの「団体活動支援(学会・医薬学術団体寄附)」の研究費公募事業を財源とする日本先天代謝異常学会独自の研究費である「サノフィ LSD グラント」の適正管理を行うため本規程を定める。

(応募資格)

第2条 サノフィ LSD グラントの応募資格を次のとおり定める。

1. 日本先天代謝異常学会の会員歴が応募時に2年以上あり、かつ現在も会員であり、会費の滞納のないもの。
2. 前年度、本グラントに採択されてないもの。
3. 採択されたとしても研究期間中に退職などで研究を中断した場合は、その時点で研究期間終了とし、研究成果報告書を日本先天代謝異常学会理事長に提出する。
4. 申請部門は、以下の2部門とする。
 - 1) 一般(年齢制限は設けない)
 - 2) 若手(申請年度の4月1日現在、45歳以下の者)

(申請要件)

第3条 申請要件は以下のように定める。

1. 申請は年1回とし、1名1件の応募とする。
2. 原則、申請は1研究部門1つとする。
3. 公募の締め切りは当該年度の理事長の定めた日とする。
4. 対象研究は、ライソゾーム病に関連する基礎的・臨床的研究とする。ただし薬剤を用いたヒトを対象とした介入研究、サノフィが資金提供している医師主導治験や共同研究は対象外とする。
5. 過去3事業年度で、本グラント事業において助成金を受けていないこと。

(審査)

第4条 審査は学術委員会委員並びに理事長、副理事長からなる審査委員会が行う。

1. 審査委員会の委員長は学術委員会委員長が務める。
2. 審査委員会が行う採点式審査の結果により採択者を決定する。
3. 審査委員が所属する部署に在籍する者からの申請書は当該審査委員の審査対象から除外する。
4. 採択者の決定方法は審査委員会に一任される。

5. 理事会報告後、全ての申請者に対し審査結果を通知する。

(研究の実施)

第5条 生命倫理・安全対策に対する取組みが必要とされている研究では、関係法令・指針を遵守し、各種委員会等の承認を受けたうえで研究を行わなければならない。

1. 研究費として執行できる費目は次のとおりとする。
 - 1) 設備備品、消耗品費
 - 2) 旅費
 - 3) 人件費・謝金・委託費
 - 4) 学会参加費、学会会費（懇親会費は認めない）
 - 5) その他
2. 研究費の使用に関しては各施設の規定に従う事とする。

(研究成果の報告)

第6条 翌年度の5月末日までに「研究成果報告書」を作成し、理事長に提出する。

1. 研究成果は学術誌等で発表する場合、謝辞等に「日本先天代謝異常学会・サノフィ LSD グラントの助成による」若しくは「This research was supported by Japanese Society of Inherited Metabolic Disease/Sanofi LSD Research Grant」と明記する。

(既定の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、令和4年5月1日から施行する。

1. 令和4年11月23日一部改訂
2. 令和5年1月6日一部改訂
3. 令和6年3月11日一部改訂